

永平寺町地域防災計画 修正概要

1. 計画修正の背景

1) 自然災害の状況

近年、我が国には、多くの自然災害が発生している。風水害では、2011年に台風12号による被害（紀伊半島南部）、2014年に豪雨による土砂災害（広島市）、2017年に九州北部豪雨、2018年に西日本豪雨、2019年に台風15号、19号による被害が発生している。

地震においては、東日本大震災以降でも、2016年に熊本地震、2018年に北海道胆振東部地震、また、隣接の石川県において令和6年能登半島地震が発生し、多くの災害をもたらされている。

2) 近年の国・県の改定

国の防災基本計画は、東日本大震災以降、災害対策基本法や土砂災害防止法の改正、大規模災害からの復興に関する法律等を踏まえた修正が行われている。最新の防災基本計画は、令和5年5月に更新された。

福井県は、法律の改正、防災基本計画の修正を受け、地域防災計画の本編、震災対策編、雪害対策編、原子力災害対策編の修正を行っており、最新では、令和5年5月に更新している。

<国、県における計画の改定状況>

変更年	国（防災基本計画）	福井県	永平寺町
平成27年	変更（2回）	変更（本編等）	変更
平成28年	変更（2回）	変更（本編等）	
平成29年	変更	変更（本編等）	
平成30年	変更	変更（本編等）	
平成31年 （令和元年）	変更		変更
令和2年	変更	変更（本編、雪害対策編、原子力災害対策編）	
令和3年	変更	変更（本編、震災対策編、原子力災害対策編）	
令和4年	変更	変更（本編、震災対策編、雪害対策編、原子力災害対策編）	
令和5年	変更（5月30日）	変更（本編、震災対策編、雪害対策編、原子力災害対策編）	
令和6年			変更（予定）

2. 計画修正方針

- 福井県地域防災計画に準拠し、かつ、国の防災基本計画や災害対策基本法等の改正を踏まえて修正する

(状況)

災害対策基本法第42条第1項の規定（「防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成」、「当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」）があり、防災基本計画や県の地域防災計画に準拠することが必要である。

(対応)

現行の永平寺町地域防災計画（平成31年修正）以降に更新されている福井県地域防災計画（令和2年、3年、4年および5年）の修正を反映する。また、令和5年福井県地域防災計画に反映されていない最新の国防災基本計画の修正も反映する。

- 町の地理的条件等を考慮した独自の防災上の課題について検討し、新しい施設や基準を地域防災計画に盛り込む

(状況)

避難情報（避難指示等）の区分から避難勧告が使用しなくなった。洪水浸水想定区域が想定最大規模降雨の適用により拡大された。避難情報の基準値や避難施設の変更を検討する必要がある。

(対応)

項目ごとに、町の他の部署とともに検討し、地域防災計画により良い施設や基準を盛り込んでいく。

- 防災関係機関の名称変更等経年変化に伴う修正

(対応)

防災関係機関の名称や各種統計データなどを最新のデータに書き換える。

3. 今回の主な修正点

今回修正した永平寺町地域防災計画の主要な項目を下記に挙げた。

1) 災害予防計画における修正

(1) 避難情報の区分の変更と警戒レベルの追加

町が発表する避難に関する情報は、警戒レベルと共に発表されることになった。そのため、避難情報の区分に警戒レベルを追加する。警戒レベルとは、気象庁、国土交通省、都道府県が行う防災気象情報や水位情報に関して、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動や避難情報の区分を関連付けるものである。

平成 29 年、避難情報の呼称が変更された。さらに、避難情報の呼称および区分が下記のように変更され「避難勧告」と「避難指示（緊急）」が「避難指示」に統合された。それに従い、町地域防災計画における避難情報の発令基準を変更する。

< 避難情報の区分の変更と警戒レベル >

現行計画の区分	改定計画の区分	住民がとるべき行動	警戒レベル
避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難	危険な場所から高齢者は避難	警戒レベル 3
避難勧告 避難指示（緊急）	避難指示	危険な場所から全員避難	警戒レベル 4
災害発生情報	緊急安全確保	命の危険。直ちに安全確保	警戒レベル 5

< 地域防災計画の修正 >

本編 第 2 章第 3 節第 1 項の「土砂災害防止計画」（74 頁）を修正及び本編 第 3 章第 5 節第 3 項の「避難計画」（239 頁）にある避難指示等の発令基準の表を修正

2) 災害応急対策計画における修正

(1) 広域避難所（指定避難所）の変更

広域避難所（指定避難所）は、現行計画において 19 施設指定されている。3 施設追加して 22 施設とする。

番号	施設名	住所	防災ブロック	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数 (2 m ² /人)	構造
1	松岡公民館	松岡神明 1 丁目 129	松岡東	0776-61-7222	有	400	RC
2	松岡中学校	松岡吉野 61-10-1	松岡東 松岡西 松岡吉野・坂上	0776-61-0048	有	800	RC

番号	施設名	住所	防災 ブロック	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	想定収容 人数 (2 m ² /人)	構造
3	松岡中学校 武道場	松岡吉野塚 61-10-1	松岡東 松岡西 松岡吉野 ・坂上	0776-61- 0048	有	150	RC
4	松岡小学校	松岡神明 3丁目132	松岡東 松岡西	0776-61- 0069	有	650	RC
5	ふるさと学習 館	松岡松ヶ原 4丁目803	松岡西	0776-61- 6677	有	150	RC
6	吉野小学校	松岡吉野 26-3	松岡吉野 ・坂上	0776-61- 0228	有	150	RC
7	松岡多目的集 会センター (ごおう荘)	松岡吉野 25-18	松岡吉野 ・坂上	0776-61- 6900	有	150	RC
8	御陵小学校	松岡兼定島 39-15	松岡御陵	0776-61- 2004	有	570	RC
9	福井県立大学 交流センター	松岡兼定島 4-1-1	松岡御陵	0776-61- 6000	有	840	RC
10	福井県立大学 体育館	松岡兼定島 4-1-1	松岡御陵	0776-61- 6000	有	740	RC
11	永平寺生活改 善センター	吉波6-103- 3	永平寺北	0776-63- 2529	有	120	木造
12	志比北小学校	岩野2-1	永平寺北	0776-63- 2504	有	150	RC
13	永平寺中学校	東古市22- 46	永平寺中	0776-63- 2075	有	650	RC
14	永平寺緑の村 ふれあいセン ター	山10-1	永平寺中 永平寺南	0776-63- 4222	有	1,000	RC
15	志比小学校	谷口1-70	永平寺中	0776-63- 2009	有	280	RC
16	志比南小学校	市野々1-11	永平寺南	0776-63- 2040	有	160	RC
17	上志比小学校	栗往波26- 15	上志比	0776-64- 2029	有	680	RC

番号	施設名	住所	防災 ブロック	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	想定収容 人数 (2 m ² /人)	構造
18	上志比中学校	栗往波 16-47	上志比	0776-64-2040	有	510	RC
19	上志比文化会館サンサンホール	石上 29-67-1	上志比	0776-64-3170	有	560	RC
	松岡農業構造改善センター	松岡兼定島 36-34	松岡	0776-61-3151	有	100	S造
	永平寺開発センター	東古市 10-5	永平寺	0776-63-3111	有	360	RC
	上志比地域振興センター	山王 24-9	上志比	0776-64-2244	有	210	RC

< 地域防災計画の修正 >

資料編 2-1-2 「指定避難施設一覧」(89頁)を修正

(2) 危険区域内の要配慮者利用施設

水防法等の改正により、洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内等にある要配慮者利用施設は避難確保計画の作成が必要となった。

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の危険区域内にある施設はその名称、住所を地域防災計画に記載することになっている。

①洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

当該施設およびその周囲が 0.5m 以上浸水するおそれのある施設は、次のようである。

番号	施設名	所在地	種類	所管課	該当河川
1	老人福祉センター 永寿苑	飯島 6-34	高齢者福祉施設	福祉保健課	九頭竜川
2	永平寺デイサービスセンター	飯島 6-34	高齢者福祉施設	福祉保健課	九頭竜川
3	グループホームりんごの木	松岡松ヶ原 1 丁目 308	高齢者福祉施設	福祉保健課	九頭竜川
4	看護小規模多機能型居宅介護りんごの木	松岡松ヶ原 1 丁目 309	高齢者福祉施設	福祉保健課	九頭竜川
5	特別養護老人ホームひかり苑	山王 7-30	高齢者福祉施設	福祉保健課	九頭竜川

6	<u>デイサービス・リハビリサポートセンター</u> <u>一木漏れ日ハウス</u>	<u>山王 7-28</u>	<u>高齢者福祉施設</u>	<u>福祉保健課</u>	<u>九頭竜川</u>
7	福井大学医学部附属病院（はなみずき保育園）	松岡下合月 23-3	<u>医療施設</u>		<u>九頭竜川</u>
8	御陵小学校	松岡兼定島 39-15	小学校	<u>学校教育課</u>	<u>九頭竜川</u>
9	御陵幼児園	松岡兼定島 38-6	児童福祉施設	<u>子育て支援課</u>	<u>九頭竜川</u>
10	<u>特別養護老人ホーム</u> <u>アニス松岡</u>	<u>松岡櫛 31-7-1</u>	<u>高齢者福祉施設</u>	<u>福祉保健課</u>	<u>九頭竜川</u>
11	<u>吉野小学校</u>	<u>松岡吉野 26-3</u>	<u>小学校</u>	<u>学校教育課</u>	<u>荒川</u>
12	<u>吉野児童クラブ</u>	<u>松岡宮重 3-15</u>	<u>児童福祉施設</u>	<u>子育て支援課</u>	<u>荒川</u>
13	<u>吉野幼稚園・なかよし</u> <u>幼児園分園よしの園</u>	<u>松岡吉野 26-21</u>	<u>児童福祉施設</u>	<u>子育て支援課</u>	<u>荒川</u>
14	<u>認定こども園</u> <u>みどり葉こども園</u>	<u>松岡木ノ下 3-301</u>	<u>児童福祉施設</u>	<u>子育て支援課</u>	<u>九頭竜川</u>

< 地域防災計画の修正 >

資料編 2-3-8 「水防法第15条第1項第3号施設一覧」（130頁）を修正

②土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設

土砂災害（特別）警戒区域内にある施設は、次のようである。

番号	施設名	所在地	種類	所管課
1	松岡小学校	松岡神明 3丁目 132	小学校	<u>学校教育課</u>
2	吉野児童クラブ	松岡宮重 3-15	<u>児童福祉施設</u>	<u>子育て支援課</u>
3	永平寺ハウス	けやき台 813-1	<u>高齢者福祉施設</u>	<u>福祉保健課</u>
4	志比南幼児園	市野々 2-19-1	児童福祉施設	<u>子育て支援課</u>
5	ほっこり	鳴鹿山鹿 22-39	<u>高齢者福祉施設</u>	<u>福祉保健課</u>
6	志比南小学校	市野々 1-11	小学校	<u>学校教育課</u>
7	<u>松岡中学校</u>	<u>松岡吉野塚 61-10-1</u>	<u>中学校</u>	<u>学校教育課</u>

資料編 2-3-9 「土砂災害防止法第8条第1項第4号施設一覧」(131頁)を修正

4. その他の修正点

章	頁	項目	変更内容
総則	4	計画の効果的推進	新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策。
総則	8	防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	本町、県、防災関連機関の災害時における事務分掌の変更。
総則	14	社会的概況	人口、世帯数の経年変化。
総則	15	地域特性	気候の経年変化。
予防計画	32	防災中心拠点	戸別受信機、一斉電話配信システムなどの情報通信機能の整備。
予防計画	33	救急物資集積拠	輸送車両の待機箇所および物資の一時保管施設の指定。
予防計画	34	公園・緑地等の整備	松岡地区防災公園における機能整備。
予防計画	34	ハザードマップの周知	ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。
予防計画	35	所有者不明土地の活用	所有者不明土地の利用の円滑化等。
予防計画	36	風水害に強いまちづくり	豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価等。
予防計画	37	応援協力体制	近年締結した協定の追加。
予防計画	39	広域応援・受援体制の整備	被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努める。
予防計画	56	給水体制の整備	給水車の定期的な整備点検、耐震性貯水槽の定期的な維持管理、非常用組立式給水タンクの導入。
予防計画	60	重要施設における非常用電源の整備	72時間外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。
予防計画	62	空き家等状況の確認	災害による被害が予測される空き家等の状況の確認。
予防計画	73	防災営農対策の促進	県や農業共済組合、農業関係団体等と連携し、農業保険の加入を推進する。
予防計画	76	警戒避難体制の整備	5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。
予防計画	81	その他の水防対策	タイムラインの作成。
予防計画	86	除雪体制の確立	大規模な車両滞留の予兆を把握し、的確に対応するためのタイムラインを作成する。
予防計画	90	雪処理の担い手確保の推進	除排雪事業者の確保等。
予防計画	90	家屋対策	命綱固定アンカーの設置や排除雪の安全を確保するための装備の普及・啓発。
予防計画	103	指定避難所の指定	ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。
予防計画	103	指定避難所の設備	再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努める。

章	頁	項目	変更内容
予防計画	105	避難ルート等避難誘導体制の整備	コミュニティタイムライン、マイタイムラインを住民に周知する。
予防計画	107	感染症の自宅療養者の避難確保	自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行う。
予防計画	111	飲料水の備蓄	避難所等に非常用組立式給水タンクを計画的に整備するとともに非常用給水袋を備蓄する。
予防計画	115	ボランティアの活用	行政・NPO・ボランティア等の三者で連携して、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度等を整備する。
予防計画	118	要配慮者に対する防災知識の普及啓発	防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
予防計画	118	避難支援プラン	避難支援プランの作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。避難支援プラン情報の適切な管理に努める。
予防計画	120	福祉避難所の指定および周知	必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示する。
予防計画	121	外国人に係る対策	防災知識の普及啓発、外国人を含めた防災訓練等の実施、通訳ボランティア等の育成・確保、外国人相談体制の充実を図る。
予防計画	123	住民に対する防災知識の普及	「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとることなど、啓発活動を住民等に対して行う。
予防計画	125	学校における防災教育	水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
予防計画	127	地震保険の普及・促進	家屋や施設園芸用施設等が被災した場合、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済や農業保険への加入の促進する。
予防計画	131	避難訓練	新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練。
応急対策	135	非常配備体制と動員体制一覧（風水害、雪害）	体制決定基準（風水害）、体制決定基準（雪害）、動員体制を修正。
応急対策	143	非常配備体制と動員体制一覧（地震）	体制決定基準（地震災害）、動員体制を修正。
応急対策	156	永平寺町災害対策本部組織体制	災害対策本部組織体制の課名等を修正。
応急対策	171	ボランティアセンターの設置要請	必要があると認めるときは、町社会福祉協議会へボランティアセンターの設置を要請する。
応急対策	175	警戒レベルを用いた防災情報の提供	出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。
応急対策	176	大雨警報・洪水警報の危険度分布	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））、浸水キキクル（大雨警報（浸水害））、洪水キキクル（洪水警報）の危険度分布について記載。
応急対策	239	避難情報の種類	警戒レベルの追加。発令時の状況、住民に求める状況を修正。
応急対策	243	水害に関する避難指	風水害に関する高齢者等避難、避難指示、緊急

章	頁	項目	変更内容
		示等の基準	安全確保の基準を修正。
応急対策	244	土砂災害に関する避難指示等の基準	土砂災害に関する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準を修正。
応急対策	250	避難所の開設	特定の指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設する。
応急対策	252	避難所の運営	仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。
応急対策	255	広域避難の調整	指定避難所等難場所を指定する際に併せて、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
応急対策	260	食物アレルギーへの配慮	避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努める。
応急対策	272	広域的な火葬の実施体制	県内および県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を講じる。
応急対策	296	災害廃棄物の除去及び処理	社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。
応急対策	303	外国人に係る応急対策	外国人の避難誘導、外国人の安否確認、救助活動、外国人への情報提供について記載。
復旧計画	306	災害復旧資金の確保	基金や起債について所要の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施が図れるよう努める。
復旧計画	308	罹災証明書の交付	航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
復旧計画	314	職員の派遣	職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。